

最高裁秘書第3871号

令和元年7月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年7月19日に答申（令和元年度（最情）答申第29号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第83号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成31年2月13日（平成30年度（最情）諮詢第83号）

答申日：令和元年7月19日（令和元年度（最情）答申第29号）

件名：実務修習等の成績が二回試験の合否に与える影響が分かる文書の開示判断に関する件（文書の特定）

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「実務修習及び集合修習の成績が二回試験の合否にどのような影響を与えるかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「司法修習生考試実施要領」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、これを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年1月7日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書以外にも、本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「裁判所法67条1項の試験の合否の決定に關し、実務修習及び集合修習の成績がどのような影響を与えるかについて分かる文書」と整理し、本件開示文書を開示した。本件開示文書には、司法修習生に関する規則16条の定めに従い、司法研修所長が報告した修習成績と司法修習生考試の結果により、司法修習生考試委員会が試験の合否を決定する旨を定

めており、それ以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成又は取得すべき必要性はない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| ① 平成31年2月13日 | 諮詢の受理               |
| ② 同日         | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和元年5月24日  | 本件開示文書の見分及び審議       |
| ④ 同年6月21日    | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

1 苦情申出人は、本件開示文書以外にも、本件開示申出文書に該当する文書が存在すると思われる旨を主張する。しかし、本件開示文書を見分した結果によれば、本件開示文書には、考試の採点段階に関して、「優、良、可及び不可の4段階とし、可以上を合格、不可を不合格とする」と定め、さらに、合否の決定に関して、「司法修習生に関する規則第16条の定めに従い、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果により、当委員会において決定する」と定めていることが認められる。このような本件開示文書の記載内容を踏まえて検討すれば、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成又は取得すべき必要性はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。苦情申出人の上記主張は本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠を何ら示しておらず、採用できない。

したがって、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないものと認められるから、妥当であると判断した。

滋 漢 橋 高 長 員 委

潔 保 久 員 委

人 口 正 門 員 委